

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： ベルギー地域統括会社

海外への進出先国の増加にともない、一定地域内のグループ関連会社に対して、財務管理、技術サポート、人事、販売・物流管理等の機能を統括して行う地域統括会社を設立するケースがよく見受けられます。特に欧州は日本からの地理的な距離もあることから、よく利用されます。地域統括会社の設置国を選択する際には、ビジネス上の理由によるところが大ですが、税制も重要なポイントになります。

ベルギーは、政治・通貨の安定性に加え、海外からの投資について税制面での優遇を進めていることから、英国、オランダと並んで、日本企業が欧州に地域統括会社を設置する場合の候補として挙げられます。

1 ベルギー税制の概要

法人実効税率 ⇒33.99%

受取配当 ⇒オランダの資本参加所得免税と類似の制度があり、一定の要件を満たした場合は受取配当金のうち 95%が非課税となります。一定の要件としては、配当支払企業に対して法人税が課されていること、10%以上の持株関係を有する会社からの配当であることなどがあります。

日本への支払配当 ⇒2007 年 1 月 1 日より、日本を含むほとんど全ての租税条約締結国にある親会社への支払配当にかかる源泉税が免除されました。

譲渡益 ⇒子会社株式の譲渡によって生じたキャピタルゲインは非課税となります。

過小資本税制 ⇒存在しません（例外規定あり）。

2 資本参加所得免税と日本のタックスヘイブン対策税制

日本のタックスヘイブン対策税制における租税負担割合は、租税額／所得額で求められます。この所得額は、基本的には現地の規定に基づいて計算された課税所得の金額を基礎とし、これに、非課税所得の加算等の調整を加えることとされています。ここで加算される非課税所得には、その本店所在地国以外の国または地域にある法人から受ける配当等の額で、その株式出資割合が本店所在地国の法令に定められた割合以上であることを要件として非課税とされるものは含まれません（措令 39 の 14②イ(2)）。

ベルギーにおける国外からの受取配当金の 95%非課税はこれに該当し、租税負担割合計算の分母に加算する必要はないため、租税負担割合は下がらないことになります。

キャピタルゲインは、現地において非課税所得として扱われ、所得額に加算すべき非課税所得に該当します。すなわち、非課税のキャピタルゲインは租税負担割合計算の分母に加算されるため、租税負担割合が下がります。その結果、租税負担割合が 25%以下になる場合にはタックスヘイブン対策税制の適用対象となる可能性があります。

3 みなし利子控除（Notional Interest Deduction）

負債コストである支払利息についてだけ税務上損金として認めるというのが一般的ですが、資本コストにもみなし利子を認めて、損金算入ができるという制度です。前年度のベルギー会計基準に基づく決算書に記載された資本勘定に一定の率を乗じた金額が、みなし利子として課税所得上、追加的に損金となります。みなし利子率とは、ベルギーの 10 年償還国債に連動して決められます。この制度は 2006 年 12 月期より適用開始となり、全てのベルギー法人および外国法人のベルギー支店が対象となります。

ベルギー法人を、欧州ファイナンスカンパニーとして利用し、欧州グループにおける余剰資金をベルギー法人に集約させることによって実効税率を低減させることが考えられます。日本のタックスヘイブン対策税制における適用除外の要件から、ベルギーファイナンスカンパニーは他の事業も営むことが望ましいと思われます。

4 みなし利子控除と日本のタックスヘイブン対策税制

日本のタックスヘイブン対策税制を考えた場合には、ベルギー地域統括会社の租税負担割合が 25% 以下にならないことが重要です。ベルギーの法人税率は 33.99% のため基本的には問題になりませんが、みなし利子控除制度などの適用によって租税負担割合が 25% 以下となるケースが考えられ、日本のタックスヘイブン対策税制が適用されるリスクがあります。

ただし、ファイナンスカンパニーが適用除外要件（租税特別措置法 66 条の 6 第 3 項、4 項）を全て満たしている場合には、タックスヘイブン対策税制の適用がなくなります。ファイナンスカンパニーが適用除外要件（事業基準、実体基準、管理支配基準、所在地国基準）を満たすかどうかについて、日本の当局による税務調査の際には入念に調査されることが予想されます。

お見逃しなく！

- 通常でない、もしくは根拠のないような取引から生じた収益からみなし利子控除を控除することはできません。したがって、ベルギー地域統括会社をとりまく関連会社間取引は独立企業間価格であることが必要です。
- ベルギーではさらなる外資誘致策として、特定の特許にかかるロイヤルティ収入に対して 80% の控除を認める制度が始まりました（2007 年度より適用）。
- 本記事におけるベルギー税制については、Grant Thornton Belgium によって提供された概要に基づいています。詳細な内容および具体的なケースに適用される場合には、現地の専門家にご確認ください。